

議案第51号

北名古屋市北名古屋沖村西部土地区画整理事業特別会計条例の制定
について

北名古屋市北名古屋沖村西部土地区画整理事業特別会計条例を別紙のと
おり定めるものとする。

平成29年8月30日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、名古屋都市計画事業北名古屋沖村西部土地区画
整理事業の施行に伴い、その会計を一般会計と区分することにより、事業
の円滑な運営及び経理の適正化を図るため、本条例を定める必要があるか
らである。

北名古屋市北名古屋沖村西部土地区画整理事業特別会計条例

(設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、北名古屋沖村西部土地区画整理事業（以下「事業」という。）の円滑な運営及びその経理の適正化を図るため、北名古屋市北名古屋沖村西部土地区画整理事業特別会計（以下「会計」という。）を設置する。

(歳入)

第2条 この会計における歳入は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により定める保留地の処分金
- (2) 法第102条第1項の規定による仮清算金（以下「仮清算金」という。）及び法第104条第8項の規定による清算金（以下「清算金」という。）の徴収金
- (3) 法第120条第1項の規定による公共施設管理者の負担金
- (4) 一般会計繰入金
- (5) 借入金
- (6) その他の収入

(歳出)

第3条 この会計における歳出は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業に要する費用
- (2) 仮清算金及び清算金の交付金
- (3) 借入金の償還元金及び利子
- (4) その他の支出

附 則

この条例は、公布の日から施行する。